

H30年度 第4回

「ミニがん教室」開催しました

平成30年12月17日(月)

14:00~15:00

◆テーマ： 『**がんとお金の話**』

★講師：社会福祉士 河村 雅宏 (医療社会事業課長)

★座長：がん診療連携課 看護師長 坂口 定子



～次回お知らせ～

(第5回) ミニがん教室

日時： 2月18日(月)

14時~15時

会場： 第1研修ホール
(南新棟2階)

テーマ： 「がんと運動」

講師： 当院 理学療法士

※入場無料 予約不要※

※当院受診歴なしでも参加可※

がん患者さんを対象とした製薬会社のアンケートで、医師の診察時、がんの治療にはお金がかかるという事の説明が十分にはされておらず、経済的な確認もされることは少ないとの調査結果が明らかになりました。

がん患者さんの多くが、治療を受ける上で経済的な問題を感じ、そして解決法の提示をされても十分ではないと感じる方が多いのが現状です。

(2014年シオノギ製薬患者調査結果より)

残念ながら、がん治療固有の医療費の保障制度はほとんどありません。補助の対象となるものは、アスベスト被害による中皮腫・肺がん、B型・C型肝炎からの肝がん、他には小児がんに限られます。つまり通常の医療費制度を活用していくしかありません。

では、どのような医療費制度を活用すればいいのでしょうか。

一つは「高額療養費制度」があります。

医療機関や薬局の窓口で支払った額 (※入院時の食事負担や差額ベッド代は含みません) が、ひと月(月の初めから終わりまで)で上限額を超えた場合に、その超えた金額を支給する制度です。所得や年齢によって支払う上限額は違いますが、窓口負担は軽減されることとなります。

また、1年間の医療費の合計が10万円を超えると所得税の控除が受けられる「医療費控除」というものがあります。ただし、保険金などで補てんされる金額が給付の目的となった医療費より高い場合は、医療費控除の対象とならない場合があるので、確定申告の際に確認されるとよいでしょう。

その他、健康保険には病気やケガにより仕事ができなくなり会社を休んだ時、その間の給与が出ない場合生活を保障するものとして「傷病手当金」という制度もあります。会社を休んで療養した会社員本人がもらえるもので、金額は給与のおおよそ3分の2です。支給される期間は1つの傷病につき、最長1年6か月です。

がん相談支援センターに寄せられる「社会保障制度」に関する相談は年々増加傾向にあります。皆さんの関心の高さが感じられます。

社会保障制度についてもっと詳しくお知りになりたい方は「がん相談支援センター」までお気軽にお問い合わせください。

認定がん専門相談員、医療ソーシャルワーカーが対応させていただきます。

★当院は国が指定する「**地域がん診療連携拠点病院**」です。

★地域がん診療連携拠点病院には以下の役割があります。

◆専門的ながん医療の提供◆地域におけるがん診療連携協力◆がん患者さんに対する相談支援及び情報提供

事務局：がん診療連携課 (内線 2205)